

#### (4) 学長選考会議

##### ① 設置の趣旨（目的）及び組織

###### ア 組織設置の趣旨（目的）

学長選考会議は、国立大学法人法第12条第2項に則り整備された国立大学法人上越教育大学学長選考会議規則に基づき、次のとおり学長の選考等に関する事項を審議する。

- i) 学長選考基準の作成等に関する事項
- ii) 学長候補者の選考に関する事項
- iii) 学長の任期に関する事項
- iv) 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- v) 学長の解任に関する事項
- vi) その他学長の選考等に関する事項

###### イ 組織の構成及び構成員等

学長選考会議は、経営協議会の学外委員から選出された委員3人及び教育研究評議会から選出された委員3人（学長及び理事である評議員を除く。）で組織されている。また、このほか、学長選考会議の定めるところにより、理事を委員に加えることができることとされているが、平成29年度は委員の追加を行わないこととした。

##### ② 運営・活動の状況

###### ア 委員会等の開催状況

平成29年度は、3回（第37回～第39回）開催した。

###### イ 審議された主な事項

審議事項は、①議長の職務を代行する者の指名、②学長選考に係る今後の検討課題、③学長選考規則等の一部改正、等であった。

###### ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

前年度に実施した学長選考における選考手続等について課題を洗い出し、具体の改善策を検討・策定した。

##### ③ 優れた点及び今後の検討課題等

学長選考における課題について改善策を策定し、学長選考規則及び学長選考手続細則の改正を行うことができた。特筆すべき点としては、学長選考会議が、より慎重かつ主体的に学長候補者の選考を行うため、ヒアリングを導入したことが挙げられる。なお、平成30年度の学長選考会議において、ヒアリングの実施手順等に関し必要な事項を検討する必要がある。